

令和3年3月9日

定時制の生徒・保護者の皆様へ

県立秦野総合高等学校長

国における緊急事態宣言再延長に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年3月5日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4都県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和3年3月21日まで再延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、県教育委員会では、令和3年2月2日付け通知の内容により引き続き次のとおり対応することとなりました。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

令和3年2月2日付け通知に記載した基本的な対応を再掲

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 卒業式・入学式の実施に当たっては令和3年1月27日付け通知で示した今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項を踏まえること。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教委と協議する。
- 修学旅行等については、延期又は中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

※本校においては、引き続き年度末まで、30分×4hの短縮授業を実施し、放課後の部活動は休止、完全下校時刻は20時10分といたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県下の感染状況等を見極めたうえで、変更がある場合は改めてご連絡いたします。

問合せ先
定時制教頭 多田
電話 (0463)82-1433 (直通)